

さいたま市水道局業務委託低入札価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する業務委託（ただし、建設工事に伴うものを除く。以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年水道部企業管理規程第34号）第24条第3項（同規程第32条1項により準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合における落札者の決定に関し必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約審査委員会 さいたま市水道局契約審査委員会規程（平成15年さいたま市水道部制定）に基づき設置される契約審査委員会をいう。
- (2) 調査基準価格 契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱の対象となる契約は、競争入札により締結する次に掲げる業務の請負契約のうち、当該契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認める契約とする。

- (1) 建物管理等業務、清掃業務及び施設運転管理業務のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

(調査基準価格設定の手続)

第4条 調査基準価格を設定しようとする場合は、次の各号に掲げる区分により承認を得るものとする。

- (1) 500万円未満の業務 業務を所管する部長

(2) 500万円以上の業務 契約審査委員会

(調査基準価格)

第5条 調査基準価格は、個々の業務内容を考慮し、次の各号に掲げる区分に応じ、業務を所管する部長が定める。

(1) 建物管理等業務、清掃業務及び施設運転管理業務のうち、特例政令の規定の適用を受ける業務

予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を下回らない額とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

予定価格に10分の6を乗じて得た額を下回らない額とする。

2 前項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格書に金額を記入するものとする。

(入札参加者への告知)

第6条 第4条の規定により調査基準価格を設定した場合、管財課長又は業務を所管する課長は、当該競争入札が調査基準価格を設定している入札である旨、入札参加者に告知しなければならない。

2 入札参加者への告知は、入札参加者への文書配布によることができるものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第7条 管財課長は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の保留を宣言し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、業務主管課又は予算所管課に調査させるものとする。

2 管財課長は、当該最低価格入札者より入札金額見積内訳書を提出させ、業務主管課長又は予算所管課長に調査の依頼をするものとする。

3 業務主管課長又は予算所管課長は、当該最低価格入札者から入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書の内容について聴取し、必要に応じて別表に掲げる事項について確認、照会及び調査を行うものとする。なお、調査の結果については、前項の規定による依頼後7日以内に管財課長に回答するものとする。

(調査結果による措置)

第8条 管財課長は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、当該調査結果について低入札価格調査委員会の審査を受けなければならない。

(低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第9条 管財課長は、前条の規定による低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは、その者がした入札を失格とし、落札者とししないものとする（以下「失格入札者」という。）。

2 前項の規定により当該最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であったときは、管財課長は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第7条から前項までの規定を準用する。

(落札者決定の通知)

第10条 低入札価格調査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定については、原則として入札執行後21日以内に通知するものとし、低入札価格調査委員会の審査をすることなく当該最低価格入札者を落札者とする場合は、入札執行後14日以内に通知するものとする。

2 前条第3項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、前項中「21日」及び「14日」とあるのは、次の各号に定める日数に読み替えるものとする。

(1) 21日

失格入札者の数に7を乗じて得た数に21を加えた日数

(2) 14日

失格入札者の数に7を乗じて得た数に14を加えた日数

(低入札価格調査委員会の設置)

第11条 第8条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて審査するため、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査委員会の組織）

第12条 調査委員会の会長及び委員は、契約審査委員会の委員長及び委員をもってこれに充てる。

（調査委員会の会長等の職務）

第13条 会長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

（調査委員会の開催）

第14条 調査委員会は、必要の都度会長が招集する。

2 調査委員会は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。

3 緊急かつ、やむを得ない理由により調査委員会を開催できないときは、調査事項を記載した書面を委員に回付して、調査委員会の開催に代えることができる。

（事務局）

第15条 調査委員会の事務局は、管財課に置く。

（その他）

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要綱は平成15年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年7月1日から実施し、6月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

（さいたま市水道局業務委託低入札価格取扱要綱運用指針の廃止）

2 さいたま市水道局業務委託低入札価格取扱要綱運用指針は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先） 課（所・室）長

管 財 課 長

低入札価格の調査について（依頼）

下記業務委託について、調査基準価格を下回る入札がありましたので、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、調査をお願いします。

なお、調査結果については、 月 日までに回答をお願いします。

記

- 1 件 名 _____
- 2 伝 票 番 号 _____
- 3 入札執行日時 _____

添付書類

- 1 開札記録の写し……………別添
- 2 入札金額見積内訳書…別添
- 3 回答文……………様式第2号

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先） 課（所・室） 長

管 財 課 長

低入札価格の調査について（回答）

年 月 日付けで依頼のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 件 名 _____

2 契 約 番 号 _____

3 調 査 結 果 契約の内容に適合した履行がされないおそれが

1 ない 2 ある

（数字を○で囲んで下さい）

《理由》

1

事情聴取	月 日	
低入札価格調査委員会	月 日	1 適合 2 不適合